

東京都立大学大学院法学政治学研究科及び信州大学経法学部の法曹養成連携協定

東京都立大学大学院法学政治学研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが、一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 東京都立大学大学院学則第5条に規定する甲の法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する乙の総合法律学科の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価、早期卒業の基準等）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 3 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が、当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、当該学生の学修状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学習指導体制の見直しを行う。
 - 二 本法曹コースの学生からの学修上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務経験のある教員または法務博士（専門職）の学位を有する教員を2名以上配置する。

（甲の乙に対する協力等）

第5条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、乙における法曹等を志望する学生に対して進学説明会等を実施すること
 - 二 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と乙における本法曹コースとの円滑な接続

を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第6条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(本協定に違反した場合の措置)

第8条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定を終了する場合の特則)

第9条 第7条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(本協定に定めのない事項)

第10条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の実施にあたり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第5条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和 4年 12月 16日

甲
東京都立大学
法学政治学研究科長

伊藤 正次

乙
信州大学
経法学部長

廣瀬 純夫

別紙 1

1. 乙の法曹プログラムの教育課程編成の方針

学生は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六法に行政法を加えた基本科目を履修することにより、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を習得し、演習科目の履修を通じて総合的な問題解決能力を養う。さらに、実務における問題意識やその解決方法を学び、身に付けた理論や分析手法の知識を現場で活用し実践する能力を養成するため、アクティブ・ラーニング手法を多用した法務実習科目を複数履修する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

(2023年度カリキュラム) ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目 ※1		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	民法総則・物権法	4				
		刑法Ⅰ	4				
2年	通年	基礎演習	4				
	前期	憲法	4				
		契約法Ⅰ	4				
		刑法Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法	4				
	後期	統治機構論	2				
		契約法Ⅱ	2				
		不法行為法	2				
行政法		4					
民事訴訟法Ⅱ		2					
3年	通年	契約法務実習	2	発展演習*	4		
		捜査法務実習	2				
	前期	会社法Ⅰ	4	発展演習*	2		
親族・相続法		2	法曹への道Ⅰ	2			
行政救済法		2					
後期	担保法	2	発展演習*	2			
	会社法Ⅱ	2	法曹への道Ⅱ	2			
	企業取引法	2					

	裁判法務実習	2			
合計		66		12	※2

※1 選択必修科目から4単位以上の履修が必要。

※2 全体として70単位以上の履修が必要。

※3 現代法務Ⅰ・Ⅱは、隔年開講。

(2020年度カリキュラム) ※1

学年	学期	必修科目		選択必修科目 ※1		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	民法総則・物権法	4				
		刑法Ⅰ	4				
2年	通年	基礎演習	4				
	前期	憲法	4				
		契約法Ⅰ	4				
		刑法Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法	4				
		行政実務	2				
	後期	統治機構論	2				
		契約法Ⅱ	2				
		不法行為法	2				
		行政法	4				
		民事訴訟法Ⅱ	2				
民事執行・保全法		2					
	現代法務	2					
3年	通年	契約法務実習	2	発展演習A	4		
		捜査法務実習	2				
	前期	会社法Ⅰ	4	発展演習B	2		
		親族・相続法	2				
		行政救済法	2				
	後期	担保法	2	発展演習B	2		
		会社法Ⅱ	2				
		企業取引法	2				
裁判法務実習		2					
合計		66		8		※2	

※1 選択必修科目から4単位以上の履修が必要。

※2 全体として70単位以上の履修が必要。

<別紙2> 乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評語 注1	略記号	評価点数	G P	評価内容基準 注2
秀	S	90-100	4	授業の到達目標の水準から見て卓越している
優	A	80-89	3.33	授業の到達目標の水準よりかなり上にある
良	B	70-79	2.67	授業の到達目標の水準よりやや上にある
可	C	60-69	2	授業の到達目標の水準にある
不可	D	50-59	1	授業の到達目標の水準よりやや下にある
	F	0-49	0	授業の到達目標の水準にない

<G P Aの算出方法>

[履修登録した科目の単位数×当該科目のG P] の合計

$$G P A = \frac{\text{[履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のG P] の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数 (不可(D・F)を含む、履修取消した授業は除く) の合計}}$$

注1：本法曹コースにおいては、良以上の評価を得た場合を合格とする。ただし、乙の卒業要件においては、可以上を合格として単位を認定する。

注2：それぞれの授業の到達目標は、シラバスに記載される。

<別紙3>

乙の法曹コース（「法曹養成プログラム」）を履修する学生を対象とする早期卒業制度

1 年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件

乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で44単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、該当する学生の年度当初の申請により、その上限単位数は54単位に緩和される。

- ・ 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上で、前年度の全体GPAが3.0以上であること。

2 早期卒業を認定する要件

(1) 法曹養成プログラムの履修

[履修要件]

乙の経法学部総合法律学科に1年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、年度当初に所定の履修申込書を提出することにより、法曹養成プログラムを履修することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上であること。
- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の全体GPAが3.0以上であること。
- 三 「民法総則・物権法」（ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「物権法」）、「刑法I」をいずれも良以上の成績で修得済であること。

[定員] 10名（甲以外の連携法科大学院の法曹養成プログラム分を含む）

定員を超える申込みがあった場合には、乙の教育課程における前年度の全体GPAに「民法総則・物権法」（ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「物権法」）、「刑法I」のGPAを加算した数値をもって選考する。

[修了要件]

- 一 法曹養成プログラムで修得した単位をすべて良以上の成績で修得していること。
- 二 法曹養成プログラムで修得した単位のGPAが3.33以上であること。
- 三 連携法第6条第1項に基づいて信州大学が法曹養成連携協定を締結した大学が実施した同条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。

(2) 早期卒業の認定要件

乙の総合法律学科に3年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、3年次の年度当初に所定の早期卒業申請書を提出することにより、乙の教授会の議を経て早期卒業が認められる。ただし、3年次の2月末までに早期卒業の申請を撤回することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程において卒業に必要な所定の単位を修得していること。

- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における全体G P Aが3. 0以上であること。
- 三 法曹養成プログラムを修了していること。

<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

① 5年一貫型教育選抜

- ・ 募集人員

10名

- ・ 対象者

乙の法曹コース修了見込者及び甲と法曹養成連携協定を締結している他の大学における法曹コース修了見込者

- ・ 出願資格

(1) 入試実施年度の3月末日までに乙の法曹コースを修了し卒業する見込みの者（学校教育法第89条の規定により卒業する見込みの者（以下、「早期卒業見込者」という）を含む）

(2) 乙の法曹コースに在籍する学生であって、大学に3年以上在学し、甲の教授会においてあらかじめ定めた単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

*出願資格(2)のみによる出願は認められない。出願資格(1)の早期卒業見込者として出願し入試実施年度の3月末日までに卒業することができなかった者について、出願資格(2)の要件を満たしていれば、入学を許可する場合がある。

- ・ 選考方法及び選抜試験

出願時の提出書類及び学部成績に基づく書類審査並びに口頭試問を行い、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を備えているかを審査する。

② 開放型選抜

- ・ 募集人員

5名

- ・ 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学の法曹コース修了見込者及びそれ以外の大学の法曹コース修了見込者

- ・ 出願資格

(1) 入試実施年度の3月末日までに法曹コースを修了し卒業する見込みの者（早期卒業見込者を含む）

(2) 法曹コースに在籍する学生であって、大学に3年以上在学し、甲の教授会においてあらかじめ定めた単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

*出願資格(2)のみによる出願は認められない。出願資格(1)において早期卒業見込者として出願し入試実施年度の3月末日までに卒業することができなかった者について、出願

資格(2)の要件を満たしていれば、入学を許可する場合がある。

・ 選考方法及び選抜試験

出願時の提出書類、学部成績、法律科目筆記試験、口頭試問による

(ア) 第1次選抜では筆記試験を行う。

憲法、民法、刑法の3科目について論述式試験により、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を備えているかを審査する。

(イ) 第2次選抜は、第1次選抜の合格者に対して行う。

口頭試問とともに、出願時の提出書類及び学部成績に基づく書類審査を行い、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を備えているかを審査する。

(ウ) 最終合格者は、第1次選抜及び第2次選抜の成績を総合的に判定して決定する。